

中小企業信用保険法第2条第5項第5号認定申請に係る必要書類について

【提出書類】

1 必要書類

認定申請書 1部

※ 認定申請書様式の選び方について

- ①業歴が1年3か月未満の方は、様式イ(3)(4)から選択
- ②原油等の価格の上昇等により経営の安定に支障が生じている方は様式ロ(1)(2)から選択
- ③3か月間の月平均売上高営業利益率を前年同期と比較する方は、様式ハ(1)(2)から選択
- ④指定業種については[中小企業庁のHP](#)で確認してください。

5号	通常様式	(最近3か月の実績を前年同期と比較)	
		指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5-イ(1)
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5-イ(2)
	創業者の様式	(業歴が1年3か月未満の前年実績のない創業者)	
		指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5-イ(3)
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5-イ(4)
	原油高の様式	(原油等の価格の上昇等により経営の安定に支障)	
		指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5-ロ(1)
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5-ロ(2)
	利益率の様式	(3か月間の月平均売上高営業利益率を前年同期と比較)	
		指定業種に属する事業のみを営んでいる場合	様式第5-ハ(1)
		指定業種と非指定業種を営んでいる場合	様式第5-ハ(2)

2 添付書類

① **現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し 1部**

(3か月以内に発行されたもの、インターネット謄本も可)

- ・ 個人事業者は直近の確定申告書の写し(事業所の所在地の記載があるもの)
(確定申告に事業所所在地の記載がない場合は、許認可証や事務所の賃貸借契約書などの広島市内における事業所所在地が確認できる書類をご持参ください。)

② **売上高等確認表 1部**

③ **売上台帳、法人事業概況説明書(両面)、試算表などの写し 1部**

(ハの利益率の減少による申請の場合は、必ず試算表が必要となります)

【留意事項】

- 1 本認定とは別に、金融機関及び広島県信用保証協会による金融上の審査があります。
- 2 市長から認定を受けた後、認定書に記載された期間内に信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- 3 金融機関等が申請者の代理で申請手続を行う場合には、申請者からの委任状(申請者の電話番号を明記したもので様式は任意)が必要です。

【申請先・問合せ先】 ※ 内容確認が必要なため、郵送による申請は受け付けておりません。

広島市役所 経済観光局 産業振興部 中小企業支援課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL 082-504-2236 FAX 082-504-2259